

議案第 1 号

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例

上記の議案を提出する。

平成 2 5 年 2 月 1 4 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区新型インフルエンザ等対策本部条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号。以下「法」という。）第 3 7 条において準用する法第 2 6 条の規定に基づき、杉並区新型インフルエンザ等対策本部（以下「本部」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第 2 条 本部に新型インフルエンザ等対策本部長（以下「本部長」という。）、新型インフルエンザ等対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び新型インフルエンザ等対策本部員（以下「本部員」という。）のほか、必要な職員を置く。

(組織)

第 3 条 本部に本部長室及び部を置く。

2 部に部長を置く。

3 本部長室及び部に属すべき本部の職員は、規則で定める。

(職務)

第 4 条 本部長は、本部の事務を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

3 本部員は、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。

4 部長は、本部長の命を受け、部の事務を掌理する。

5 その他の本部の職員は、部長の命を受け、部の事務に従事する。

(会議)

第 5 条 本部長は、本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議（以下「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第 3 5 条第 4 項の規定により国の職員その他区の職員以外の者を

会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(委任)

第6条 第2条から前条までに定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、法の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(提案理由)

新型インフルエンザ等対策特別措置法が制定されたことに伴い、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項を定める必要がある。